

別表第3（第2条関係）

2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部において「法」という。）に基づく事務に係る手数料

名称	事項	金額
1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の1の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の3の項又は4の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）
		(1) 申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合
		ア 一戸建て住宅 4,700円
		イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。）
		(ア) 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下この部において同じ。）
		建築物の総戸数が1戸のもの 4,700円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 9,400円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 16,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 27,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 45,000円
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 82,000円		
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 131,000円		
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 170,000円		
建築物の総戸数が301戸以上のもの 185,000円		
(イ) 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この部において同じ。）		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円		
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 16,000円		
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 26,000円		
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 36,000円		

		平方メートル以内のもの 80,000円	
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの 126,000円	
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの 160,000円	
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの 200,000円	
	(ウ) 非住宅の部分 (住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この部において同じ。)		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 16,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 26,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 80,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 126,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円		
ウ ア及びイ以外の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円	
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 16,000円	
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 26,000円	
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 80,000円	
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 126,000円	

		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円		
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円		
	(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）に定める基準をいう。以下同じ。）による場合 21,000円	
			誘導仕様基準以外による場合 35,000円	
	イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	a 誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの 21,000円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 39,000円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 56,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 80,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 120,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 182,000円
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 261,000円				
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 340,000円				
建築物の総戸数が301戸以上のもの 390,000円				
b 誘導仕様基準以外による場合				建築物の総戸数が1戸のもの 35,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 69,000円			
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 97,000円			
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 137,000円			
	建築物の総戸数が26戸			

		以上50戸以下のもの 197,000円
		建築物の総戸数が51戸 以上100戸以下のもの 283,000円
		建築物の総戸数が101 戸以上200戸以下のもの 385,000円
		建築物の総戸数が201 戸以上300戸以下のもの 508,000円
		建築物の総戸数が301 戸以上のもの 600,000円
	(イ) 共用 部分	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以内のもの 109,000円
		当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの 138,000 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え2,000 平方メートル以内のもの 180,000円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの 280,000円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの 359,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの 429,000円
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの 500,000円
	(ウ) 非住 宅の部分	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以内のもの 242,000円
		当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの 300,000 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え2,000

				平方メートル以内のもの 384,000円
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの 546,000円
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの 670,000円
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの 789,000円
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるも の 900,000円
		ウ ア及びイ 以外の建築 物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内の もの 242,000円	
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの 300,000円	
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以内のもの 384,000円	
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以内のもの 546,000円	
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル以内のもの 670,000 円	
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超 え25,000平方メートル以内のもの 789,000 円	
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超 えるもの 900,000円	
2 低炭素 建築物新 築等計画 変更認定 申請手数 料	法第55条 第1項の 規定に基 づく低炭 素建築物 新築等計 画の変更 の認定の 申請に対 する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく申請があった場合においては、一の建築物について別表第2の1の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の3の項又は4の項に掲げる額の手数料を加えた額)	(1) 申請に 併せて適合 性確認機関 が作成した 法第54条第 1項各号に 掲げる基準 に適合して	ア 一戸建て住宅 3,300円 イ 共同住宅 等 (ア) 住戸 の部分 建築物の総戸数が1戸のもの 3,300円 建築物の総戸数が2戸以上5戸 以下のもの 6,600円 建築物の総戸数が6戸以上10戸 以下のもの 11,000円 建築物の総戸数が11戸以上25戸

--

いることを示す書類が提出された場合
-------------------

		以下のもの 19,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 32,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 58,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 93,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 122,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの 134,000円
(イ) 共用部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 18,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 88,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 112,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円
	(ウ) 非住宅の部分	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 18,000円

				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの 56,000円
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの 88,000円
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの 112,000円
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるも の 140,000円
	ウ ア及びイ 以外の建築 物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内の もの 6,500円		
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの 11,000円		
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以内のもの 18,000円		
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以内のもの 56,000円		
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル以内のもの 88,000円		
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超 え25,000平方メートル以内のもの 112,000 円		
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超 えるもの 140,000円		
(2) (1)以 外の場合	ア 一戸建て 住宅	誘導仕様基準による場合 15,000円		
		誘導仕様基準以外による場合 18,000円		
	イ 共同住宅 等	(ア) 住戸 の部分	a 誘導 仕様基 準によ る場合	建築物の総戸数が1戸 のもの 15,000円
				建築物の総戸数が2戸 以上5戸以下のもの 27,000円
				建築物の総戸数が6戸 以上10戸以下のもの 40,000円
				建築物の総戸数が11戸 以上25戸以下のもの 56,000円
				建築物の総戸数が26戸 以上50戸以下のもの 85,000円
				建築物の総戸数が51戸 以上100戸以下のもの 128,000円

				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 184,000円
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 241,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの 278,000円
			b 誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの 18,000円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 37,000円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 52,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 74,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 108,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 159,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 221,000円
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 291,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの 342,000円
		(イ) 共用部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 57,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 72,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 96,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 156,000円

				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの 205,000円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの 247,000円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの 290,000円	
				(ウ) 非住宅の部分	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 123,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 154,000円	
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 198,000円	
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 290,000円	
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの 361,000円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの 427,000円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの 491,000円	
				ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 123,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 154,000円
					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 198,000円
建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 290,000円					
建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 361,000円					
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超					

			え25,000平方メートル以内のもの 427,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円